

# 社労士國本の一(笑)生(笑)勝(笑)翔(笑)



## 1. 「朝活(あさかつ)」って何？

### 出勤前に勉強会等へ参加

会社への出勤前に勉強会等に参加する「朝活」が若い世代を中心に広がっているようです。

インターネット交流サイト(SNS)等を利用して業種や世代を超えた参加者と出会って人脈を作る「朝活」は、一種の自己投資として注目されています。

### 「SNS」が出会いの場

インターネット交流サイト(SNS)は2000年代の中頃から普及し、人脈を広げたいビジネスパーソン等に活用されています。

大手交流サイトには、「朝活」で検索できるコミュニティが約150もあり、呼びかけ人が場所・時間・活動内容等を掲示し、希望者が参加意思を書き込む仕組みで、最も大きいコミュニティには2,000人以上が参加しているとのことです。

### 人脈作りやスキルアップに効果的

ある人材コンサルタントは「時間の投資計画に敏感になることがキャリアアップの秘訣」と話しています。

バブル期までは、接待や社内飲み会が全盛で、ビジネスパーソンの多くは「夜型」でしたが、バブル崩壊後は宴席が減り、どちらかというと「朝方」に変化していきました。

また、不況で人員削減が進み、ビジネスパーソンの中で自己を守るための「自己投資」が本格化してきました。

さらに、「SNS」の普及により、同じ志を持つ人々が「朝活」に集う環境が整いつつあるようです。

### 幅広い「朝活」のテーマ

この「朝活」の効能は「**気持ちがいい、楽しい、ためになる**」の3つだと言われており、

- ・交流系
- ・学習系
- ・健康系
- ・趣味系
- ・仕事系
- ・情報収集系
- ・奉仕系

に分類されます。先の不透明な時代と言われていました。常に必要とされる人材であり続け、何かあったときには助け合える人間関係を作るため、この「朝活」を始める人も多いようです。

## 2. 「個人賠償責任保険」に加入していますか？

### 日常生活で思わぬことが...

日々の暮らしの中で、思わぬ形で人にケガをさせたり、物を壊してしまったりした場合に、「個人賠償責任保険」に加入していれば、保険金により相手方に与えた損害を賠償することができます。

以下では、主な補償の例や加入時の注意点をまとめました。

### 補償の対象となるケースは？

この保険の補償の対象となる主なケースとしては、以下のようなものが挙げられます。

- ・自転車で人をはねケガをさせた
- ・子どもが友達と喧嘩をしてケガをさせた
- ・飼い犬が通行人に噛みついた
- ・マンションで階下に水漏れを起こした
- ・買物中の店で高価な商品を壊した

上記のような過失による事故は補償の対象となりますが、同居の親族に対する損害賠償や他人から借りた物を壊した場合の損害賠償、故意に起こした事故等は対象外です。

また、通勤途中の事故はカバーされますが、工作中的の事故はカバーされません。

### 「個人賠償責任保険」の特徴

この「個人賠償責任保険」は、契約者本人だけでなく、配偶者や同居の親族、1人暮らしの学生等生計を同じくする別居の未婚の子どもカバーできるのが特徴です。

加入方法は、損害保険会社の販売する「自動車保険」「火災保険」「傷害保険」のいずれかに加入したうえで、特約として上乗せを行うのが一般的なようです。

### 加入時のチェックポイント

チェックポイントとして、以下のことが挙げられます。

- (1) 示談交渉代行サービスが付いているか
- (2) 重複契約になっていないか
- (3) 自動車の売却や引越し等で保険が途切れていないか
- (4) 海外で賠償責任を負った場合でも補償されるか

特約の保険料は、最大保険金額1億円(又は無制限)であっても、年額1,000円~2,000円程度で済むようです。

以上まで書きましたが、詳しいことについては、お近くの又はお取引のある損害保険会社様におたずね下さい。

### 3. 私の本棚より ~今月は、“稼ぐ人はなぜ、長財布を使うのか？”です~

この本は、私の知り合いがブログで紹介しているのを見て、タイトルに惹かれ即購入した本です。

見ての通り一見人の目を惹くタイトルではありますが、「なるほどなあ」と感じる事が、色々と書いてありました。

ちなみに、この本を読んで、私が財布を買い替えたかどうかは・・・、秘密です。



### 所長のひとこと~

11月11日は、社労士試験合格発表の日でした。思い起こせば、私が試験に合格したのが、平成15年11月でした。初めて試験を受けたのが平成13年ですから、3回試験を受けたことになります(裏を返せば、2回ダメだったということです)。

この合格発表の日、私にとって人生の区切りの日ともなります。開業した日(平成17年4月1日)はもちろん記念日ですが、何より合格しなければ開業どころではないですからね。

そう思うと、私にとっては、合格が決まった日は、忘れられない記念日なのです。パソコンで合格発表を見たのですが、震える手でマウスを操作し、自分の受験番号を見た瞬間の喜び、感動は、今でも忘れることができません。

この時の喜び、感動を忘れず、社労士として100歳まで生きていきます。

國本豊社労士事務所は、以下の業務を行うことで、地域の事業主様をサポートいたします！

(以下は顧問契約先へのフルサポートですが、単発の相談も喜んでお受けいたします)

#### ・就業規則の作成

(プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します。法改正にも随時対応します)

#### ・労働保険、社会保険手続き

労働保険年度更新(7月) 社会保険算定基礎届(7月) 36協定作成届出(定時) 労災事故手続き  
1年単位変形労働時間届(定時) 介護保険料変更、控除額お知らせ(3月) 雇用保険料率変更お知らせ(4月)  
健康保険料、厚生年金保険料変更、控除額お知らせ(9月) 入社・退職社員様に関わる保険関係届 年金相談 等

#### ・情報発信、相談業務

労働基準監督署の調査対応 御社に役立つ助成金情報があれば、ご提案します  
土日朝夜問わず雇用に関するお困り事の電話、メール相談をします。もちろん、訪問相談もいたします  
給与改定時ご連絡いただければ給与台帳を拝見し、社会保険料算出、月額変更等の確認をします  
御社に役立つ有効情報をタイムリーに発信、ご提案します 毎月1回人事労務ニュースを持参(又は発送)します

お客様の喜び=私の喜び <sup>くにもとゆたか</sup> 國本豊 社会保険労務士事務所

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887 ホームページ <http://k-sr.jp>

公的活動

- ・山口商工会議所エキスパート登録
- ・財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録
- ・柳井商工会議所青年部所属
- ・柳井商工会議所中小企業支援センターコーディネーター
- ・柳井市倫理法人会会員(広報委員をしています)
- 講演、メディア出演等
- ・KRY ラジオ「おはようKRY」電話出演(平成20年3月)
- ・FM山口「ザ・ムーブマン」に出演(平成21年11月)
- ・柳井ライオンズクラブにて講演(平成22年11月)
- ・柳井市倫理法人会モーニングセミナー講師(2回)

